



防犯ガラス『ハイレンド』盗難お見舞金制度約款

第1条（目的）

本約款は、セントラル硝子株式会社（以下「当社」といいます。）の防犯ガラス（商品名：ハイレンド）を購入したお客様（以下「お客様」といいます。）に対して購入後5年以内に防犯ガラス「ハイレンド」が侵入盗により破壊され、当該箇所より侵入盗が侵入し盗難の被害を被った場合に盗難お見舞金を支払うことをお約束するものです。

第2条（対象物件・購入日）

本約款の対象となる物件は、防犯ガラス「ハイレンド」を設置している住宅（分譲集合住宅の場合は戸室毎）及び店舗（商業用ビル等の場合は各テナント毎）とします。

お客様が当社の防犯ガラス「ハイレンド」を購入されたことを確認するために取扱店より「ハイレンド」お見舞金制度のご案内および当社宛葉書を発行しますので、葉書に所定の事項（対象物件の所在地、ならびにご購入者の氏名・連絡先等）を記載のうえ速やかに当社宛送付願います。

当社は、お客様から葉書が到着次第「ハイレンド」を購入されたことを確認のうえ、「ハイレンド」お見舞金制度約定証書（以下「約定証書」といいます。）を発行いたします。

約定証書に記載する購入日は、お客様が当社宛に送付する葉書の消印日とします。消印が読みとれない場合は葉書が当社に到着した日とします。但し、葉書の消印日と当社が「ハイレンド」を出荷した日との乖離が2ヶ月以上の場合は出荷日に遡って購入日とし、かつお見舞金の支払は葉書の消印日以降購入日（出荷日）から5年間に発生した事故に対して有効とします。

第3条（盗難お見舞金制度の内容）

当社は第2条の対象物件に設置された防犯ガラス「ハイレンド」が破壊され当該箇所より侵入盗が侵入し、お客様が対象物件内の家財の盗難被害を被った場合にその損害の額に対して、当社が予め指定した防犯グレードに応じた金額を限度として盗難お見舞金を支払います。ただし、お客様が、保険・共済などから損害の補填を受けることができる場合または犯人その他第三者から損害の補填を受けた場合には、当該部分の損害についてはお見舞金の支払い対象とはなりません。

<防犯グレード>	<お見舞金限度額>
ハイレンド30	10万円
ハイレンド60	20万円
ハイレンド90、ハイレンドスーパー	30万円

当社は第2条の対象物件に設置された防犯ガラス「ハイレンド」が破壊されたが、破壊が不十分で当該箇所から侵入できず、侵入盗が他の手段により侵入し、お客様が盗難被害を被った場合、防犯ガラス「ハイレンド」は破壊されたがお客様が盗難被害を被らなかった場合、または、お客様が盗難被害を被ったが他の保険等により補填を受けた場合には、お見舞金として1万円を支払います。

当社がお見舞金を支払う場合、お客様が被った盗難被害の損害額について第4条に定める申請書類に基づき当社が査定するものとします。なお、お客様が被った盗難被害の損害額の査定について、当社は当社が適当と認める保険会社等に委託できるものとします。

本約款の有効期限は約定証書に記載されたご購入日から5年間とします。

第4条（盗難お見舞金請求手続き）

本約款におけるお見舞金を請求できる方は、約定証書に記載されたご購入者本人とします。ただし、第2条に定められた対象物件が譲渡され、且つお客様から約定証書を譲渡された方については、譲渡の事由およびお客様のお見舞金請求権が消滅していることが確認できた場合に限り請求できるものとします。

お客様が盗難お見舞金の請求の手続きを行う場合、お客様は「ハイレンド」お見舞金申請書に必要事項を記載のうえ、以下の申請書類の提出を要するものとします。ただし、お客様が申請書類に事実と異なることを記載したときは、当社は盗難お見舞金をお支払いしません。

- < 申請書類 >
1. 「ハイレンド」お見舞金申請書
 2. 所轄の警察署に対する盗難届の証明書（または盗難届の受理番号）
 3. 防犯ガラス「ハイレンド」の破壊状況及び「ハイレンド」に打刻されている当社のマークが識別できる写真
 4. 盗難被害の損害額算出に必要な被害額を証明する資料
 5. 「ハイレンド」お見舞金制度約定証書の写し

本約款に定める盗難お見舞金の支払は、お客様が盗難被害を被った日から30日以内に当社に対し請求した場合（消印有効とします。）に限り適用するものとします。

第5条（盗難お見舞金をお支払いできない場合）

当社は、次の各号に掲げる場合には、盗難お見舞金をお支払いしません。

お客様およびその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反により盗難が発生した場合。

お客様の親族・使用人・同居人・止宿人ならびに監守人が自らなまたは加担したことにより盗難が発生した場合。

戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変、暴動もしくは騒擾（本約款においては、群衆または多数の者の集団行動によって数街区もしくはこれに準ずる規模またはそれ以上の範囲にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態を言います。）または労働争議の際に盗難が発生した場合。

地震（地震による津波を含みます。）・噴火・風災・水害・雪害その他の天災の際に盗難が発生した場合。

火災・爆発・放射能汚染の際に盗難が発生した場合。

盗難発生後30日以内に損害を覚知することができなかった場合。

対象住宅に不法に侵入しなかった者により盗取がなされた場合。

所轄の警察署への被害届がない場合。

第2条に定める対象物件に設置された防犯ガラス「ハイレンド」が破壊されず、他の手段により侵入盗が侵入し、盗難被害が発生した場合。

第2条に定める対象物件に設置された防犯ガラス「ハイレンド」が侵入盗が破壊する以前に当社の責による事由以外の事由により当該ガラスが損傷し、強度が低下していたと認められる場合。

第2条に定める対象物件に設置された防犯ガラス「ハイレンド」の施工方法が当社の指定する施工方法でない場合。

第2条に定める対象物件に設置された防犯ガラス「ハイレンド」が破壊され、侵入盗が侵入した場合において、侵入盗が破壊した造作設備および家財の被害。

第6条（本約款の対象とならない家財）

本約款第3条にいう家財には、次ぎに掲げるものは含まれません。

自動車（自動二輪車を含みます。）	船舶	印紙、切手
義肢、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡		動物、植物
設計書、プログラム、データ		

第7条（本約款に規定のない事項）

本約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

第8条（約款契約の解除）

本約款に定める防犯ガラス『ハイレンド』盗難お見舞金制度は、当社の都合により、当社の指定する日をもって終了することができるものとします。この場合指定日以降に発生した盗難被害についてはお見舞金支払の対象となりません。